

堺市立錦小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月3日

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

尚、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。報告を行わないことは「いじめ防止対策推進法」の規定に違反し得る。

本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行い、「いじめ解消」まで再発防止に努めるとする。

「いじめ解消」とは

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続している。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていない。（本人およびその保護者に対し、面談等により確認すること。）

【特に配慮が必要な児童等について】

下記の4点をはじめとする特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

- ①発達障害を含む、障害のある児童
- ②海外から帰国した児童や外国人、国際結婚の保護者を持つなどの外国人につながる児童
- ③性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ④東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童（被災児童）

3. 学校教育目標

「地域の伝統をふまえ、未来を切り拓く心身ともに強健な創造的実践人の育成」

- ① 自ら考えよく学び、自信や希望をもつ子ども
- ② 人とつながり、協働する子ども
- ③ たくましく元気な子ども
- ④ 夢の実現に向けて、ねばり強く努力する子ども
- ⑤ 豊かな人権感覚を持ち、すなおで明るく、思いやりのある子ども

4. いじめの未然防止…いじめに向かわない態度・能力の育成

（1）学級集団・仲間づくり

- ①生命や人権尊重を基底に
 - ・生命や人権の大切さを道徳などを中心に指導する。
例…生活科「自分の誕生」 道徳「思いやりの心」「違いを認め合う」
いじめについての特設授業
 - ・動植物の飼育や栽培も有効である。
- ②自己有用感・自己肯定感を育む。
 - ・楽しく、安心できる学級づくり。
 - ・一人一人が、自分を肯定的にとらえ前向きに考えられる学級づくり。
 - ・いいところ見つけ
 - ・きりりサポートの活用
- ③信頼関係づくり
 - ・教職員と児童、児童相互の信頼関係づくりを進める。
（教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注

意を払う。)

例…いじめ防止学習、グループ活動、基本的学習ルールの徹底、
長所の発見、善行奨励、心の花、日記指導、ロールプレイ、
ふれあい活動、たてわり活動、リーダー育成、みんな遊び、
お楽しみ会 等

(2) 学習・生徒指導の充実

- ①個に応じたわかる授業
- ②「聴き合う力・伝え合う力」の育成
- ③よさを認め合い、支え合い、学び合いによる学習
- ④時と場に応じた言葉づかい、ちくちく言葉とふわふわ言葉
- ⑤学校のルールを守る。

(3) 教育相談活動の充実

- ①定期的教育相談
 - ・学期に一回、児童にアンケートを実施
 - ・アンケートをもとに、教育相談を実施
- ②随時教育相談
 - ・日常の観察や会話等から必要を感じた児童に対して実施
- ③保護者教育相談
 - ・保護者による教育相談は随時受け付ける。
- ④教職員相談
 - ・学年間や管理職との相談（ひとりがかかえこまない）

(4) 教職員研修の推進

- ①事例研究
 - ・職員会議や職朝での事例報告…全教職員で指導、情報交換と早期発見
 - ・夏期研修
- ②研修会への参加

(5) 家庭との信頼関係づくり

- ①学年通信の活用
 - ・家庭と学校を児童肯定の場にする。
 - ・連絡帳、連絡カード等を活用する。
- ②家庭訪問の実施
- ③のびのびルームへのお迎え時の活用

(6) 関係諸機関との連携

- ①のびのびルームやPTAとの協力・連携
- ②教育委員会、堺市子ども相談所、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等との連携…情報や指導

(7) 啓発活動

- ①「いじめはしない・させない・ゆるさない」のポスターを校内掲示
- ②「いじめはあかん！」を職員名札にて啓発

(8) 年間計画

- | | | |
|-----|---|---|
| 4月 | 生徒指導委員会にて錦小学校いじめ防止対策基本方針の見直し 全職員での共通理解、人権全体会 | } ★毎月、生徒指導委員会開催（振り返りと情報共有） } ★各学年の人権の取り組み（年3回以上） |
| 5月 | クラスや学年の実態把握 | |
| 6月 | 友だちアンケート実施・分析・対応・共通理解 | |
| 7月 | 学期末振り返り、実態報告会 | |
| 8月 | 夏季研修会（内部及び外部講師） | |
| 11月 | 友だちアンケート実施・分析・対応・共通理解 | |
| 12月 | 学期末振り返り | |
| 2月 | 友だちアンケート実施・分析・対応・共通理解 年度末振り返り及び方針の見直し | |
| 3月 | 次年度の年間計画作成、人権全体会 | |

5. いじめの早期発見

早期発見の基本は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。児童の小さな変化に対して、敏感に気付き、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

(1) 日々の観察

朝・帰りの会、休み時間、授業中…声や表情、健康観察、グループ活動 等

(2) 保護者との情報の共有

連絡帳、電話連絡、家庭訪問等…連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(3) ともだち（いじめ）アンケートの実施

毎学期1回実施（6月、11月、2月）いじめ問題が生じたときは、必要に

応じてアンケート調査を実施し、早期に適切な対応を行う。また、いじめ防止啓発として、アンケート調査前月に児童朝礼等で話をする機会を持つ。

(4) 地域や中学校区での連携

小中連携、小小連携

6. 早期対応

(1) いじめ防止対策組織

校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・
その他関係職員

(2) 基本的な流れ

①情報を集める

当事者双方、周りの児童から聞き取り記録する。

個々に聞き取りを行う。

関係教職員と情報を共有し、正確に把握する。

ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。

②指導・支援体制を組む

指導のねらいを明確にする。

すべての教職員の共通理解を図る。

対応する教職員の役割分担を考える。

教育委員会、関係機関との連携を図る。

③児童への指導・支援

いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教員、家族、
地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制を作る。

いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解
させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスが
あってもいじめに向かわせない力を育む。

④保護者との連携

つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童（加害、被害とも）
の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との
連携方法について話し合う。

※常に状態把握に努める。

※随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

(3) 再発防止にむけて

【1】全教職員が次のことを再確認し、いじめ再発防止の強化に努める。

- ①全教職員の問題として共通理解し、学校全体で協力して取り組む。
- ②ほんの些細なことでも見逃さず、子どもに関する情報交換をしっかりと行う。
- ③訴えをしっかりと受け止める。子どもの気持ちを傾聴し、子どものサイドに立ち、共感的に理解する。
- ④いじめは絶対に許さない姿勢で臨む。(学級・学年指導の充実)

【2】いじめのない学級・学年づくり

- ①子どもたちとより一層深い関わりをもつ。
 - ・当事者の子どもたちの人間関係や行動の様子等をしっかりと把握し指導を続ける。
- ②生命や人権尊重を基底に
 - ・生命や人権の大切さを指導する。(教科や道徳の指導の中で)
 - ・いじめについての特設授業の実施
- ③自尊感情を高める
 - ・学級や学年が楽しく、安心できること。
 - ・一人一人が、自分を肯定的にとらえ前向きに考えられるようにする。
- ④信頼関係づくり
 - ・教職員と児童、児童相互の信頼関係づくりを進める。
例・・・いじめ防止学習、グループ活動、基本的学習ルールの徹底
長所の発見、善行奨励、心の花、日記指導、ロールプレイ、
ふれあい活動、リーダー育成、みんな遊び、お楽しみ会、
相談活動の充実 等

【3】学習・生徒指導の充実

- ①個に応じたわかる授業づくり
- ②「聴き合う力・伝え合う力」の育成
- ③よさを認め合い、支え合い、学び合いによる学習
- ④時と場に応じた言葉づかい、ちくちく言葉とふわふわ言葉
- ⑤学校のルールを守る。

【4】家庭との連携

- ①家庭訪問や教育相談の充実
- ②連絡帳・連絡カード等の活用

(4) 重大事態の対処

【重大事態の意味】

重大事態とは、「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」で、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

また、「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合と認めるとき」である。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、事案により学校が判断する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

【重大事態への対応】

校長が重大事態と判断した場合、早急に、管理職から教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ防止対策組織（校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・その他関係職員）で調査に当たる。事実関係を明確にする際は、担任・生徒指導主任・担任外・その時空き時間の職員で協力して行い、集めた情報を元に資料を作成し、管理職に報告する。

また、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査で把握した情報を担任及び管理職が適切に提供する。関係児童へは、個人情報に十分に配慮し、積極的な支援を行う。

専門的知識及び経験を有する外部の専門家にも相談し、事態の解決に当たる。

7. ネット上のトラブル対応について

子どもたちが、携帯電話のメールやインターネットを利用する機会は、近年急激に増加してきており、子どもたちの生活スタイルや人間関係づくりの面で多大な影響を与えている。

こうした中で、インターネット上のLINE等のSNSを利用し、特定の子どもに対する誹謗・中傷が集中的に行われたりするなど、『ネット上のいじめ』という「新しい形のいじめ問題」が深刻化してきている。

保護者や教師自身が、携帯電話やインターネットが有しているメディアとしての特性や各端末の機能・性能に関する基本的な知識を習得し、理解を深めていくことが必要であると同時に、保護者や学校は、子どもたちが携帯電話やインターネットをどのように利用しているのかといった、その利用実態について関心を持ち、日頃からその把握に努めることが重要である。

本校では、「ネットいじめ防止プログラム授業」を4年生で受講し、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用について学習する機会を持つ。

学校用

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を設置者へ報告

重大事態の発生

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※ 設置者から地方公共団体の長等に報告）
ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」(児童生徒が自殺を企図した場合等)
イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

学校の設置者が、重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

学校の設置者の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ※ 組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。
- ※ 第22条に基づく「いじめの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法も考えられる。

● 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ※ たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実しつかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ※ これまでに学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童生徒や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を学校の設置者に報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）

- ※ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

学校の設置者が調査主体となる場合

● 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力